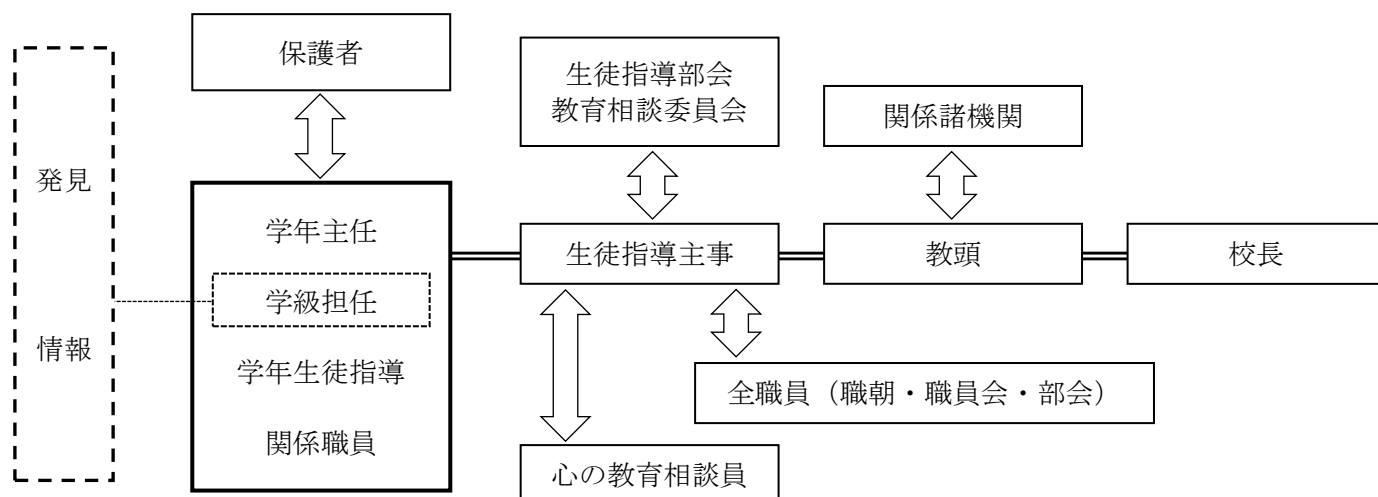


三和中 生徒指導における基本的対応（報告・連絡・相談）



＜組織図の見方＞ ※担任一人で問題を抱え込まないで、学年あるいは学校全体で対応する

- ① が基盤となり、事例察知、概要確認、事情聴取（原因究明）、事後指導を行う。
- ② 矢印は、相互連絡・報告・相互理解・共通理解を図る。
- ③ は、問題の大小に関わらず、必ず連絡する。
- ④ 生徒指導部会・全職員（職長・職員会議・部会）・学校相談員・関係諸機関は問題の内容、性質に応じて、連絡・報告する。
- ⑤ 保護者の連絡、生徒指導主事への連絡は事例に応じて、担任・学年主任・学年生徒指導・関係職員が行う。
- ⑥ 順序は臨機応変に変わることはある。

【いじめ重大事態について】

（１）調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
- ※土日を除いて７日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
- ※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。
- ※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

（２）重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校→教育委員会→市長

（３）調査を行う組織

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

いじめ問題対策組織図

